

○東海市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

平成17年6月30日

条例第15号

改正 平成26年3月28日条例第4号

東海市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例をここに公布する。

東海市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第244条の2第3項の規定に基づき、本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を市の広報への掲載等の方法により公表して、当該公の施設に係る指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

- (1) 公の施設の名称、所在地及び施設の概要
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定の期間
- (4) 選定の基準
- (5) 利用料金の取扱い
- (6) 応募の方法
- (7) 応募の資格
- (8) その他市長が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 指定を受けようとする公の施設の管理に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者の選定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、事業計画書等の内容が次に掲げる基準に照らし最も適当と認められる団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 利用者の平等な利用が確保されること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が公の施設の性質等に応じて別に定める基準

2 市長は、前項の規定により指定管理者を選定するに当たっては、あらかじめ、東海市公の施設の指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(公募によらない指定管理者の選定)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第2条の規定にかかわらず、公募によらないで指定管理者の候補者を選定することができる。

- (1) 第3条の規定による申請がなかったときその他緊急やむを得ない理由があると認められるとき。
- (2) 当該公の施設の管理の業務等に相当な知識、経験等を有している団体に管理を行わせることが、当該公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該公の施設の性質及び設置目的並びに当該公の施設における業務の性質等により公募することが適さないと認められるとき。

2 前項の規定により指定管理者の候補者を選定する場合の手続については、前2条の規定を準用する。

(指定管理者の指定)

第6条 市長は、前2条の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て、当該候補者を指定管理者として指定するものとする。

(指定管理者の指定の告示)

第7条 市長は、前条の規定により指定管理者を指定したときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第8条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、市長が別に定める。

(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、毎会計年度の終了後、50日以内に市長が定める事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、第11条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第10条 市長は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務及び経理の状況に関し定期又は臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第11条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者による公の施設の管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 第7条の規定は、前項の規定による指定の取消し又は管理の業務の全部又は一部の停止命令について準用する。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

(個人情報の取扱い)

第12条 指定管理者又はその管理する公の施設の管理の業務に従事している者は、その管理する公の施設の管理の業務を行うに当たっては、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(原状回復義務)

第13条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第11条の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理をしなくなった施設又は設備を速やかに

原状に回復させなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第14条 指定管理者は、故意又は過失によって施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(東海市公の施設の指定管理者選定委員会)

第15条 市長の諮問に応じ、指定管理者の選定及び指定後の管理の運営状況について調査審議するため、東海市公の施設の指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員5人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 利用者を代表する者

(3) 市内に住所を有する者

4 市長は、前項の規定により市内に住所を有する者のうちから委員を委嘱しようとするときは、東海市審議会等の委員の公募に関する条例（平成16年東海市条例第11号）の定めるところにより、当該委員の公募を実施するものとする。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 第2項から前項までに定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(教育委員会の公の施設への適用)

第16条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合には、第2条から第11条まで、第13条及び第15条第1項中「市長」とあるのは「教育委員会」と、次条中「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第4号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。